

会 長	局 長	係 員

令和 8 年第 1 回 小坂町農業委員会会議録

令和 8 年 1 月 9 日（金） 1 5 時 0 0 分 役場会議室において招集した。

1. 出席委員（7 人）は次のとおりである。

1 番 安 保 清 栄 2 番 中 村 修 太 郎 4 番 小 舘 康 弘
5 番 木 村 功 6 番 宮 舘 秀 樹 7 番 奈 良 延 浩
10 番 亀 田 静 子

2. 欠席委員（3 人）は次のとおりである。

3 番 阿 部 龍 平 8 番 本 田 立 子 9 番 中 村 仁

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 岩 澤 秀 一
事務局員 田 中 晃 大

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局員 田 中 晃 大

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

7 番 奈 良 延 浩 1 番 安 保 清 栄

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

日程第 1 報告 第 1 号 農業者年金加入セミナー・県選出国議員要請集会・全国農業
委員会会長代表者会議について
第 2 号 令和 7 年度東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適
化推進委員研修会について
第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
日程第 2 議案 第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長 （ 1 5 : 1 8 ）

（亀田） 皆さん、新年明けましておめでとうございます。

さて、去年は、夏の猛暑、小雨、秋の長雨、クマやイノシシの被害など多難な年でありました。このような中で唯一米価上昇で一息つけたのは喜びでありました。

しかし、米不足から一転、米が動かず、在庫が増している状況は決して安定しているとは言えず、今後新たな米政策を打たなければならない事態でもあります。

年度末には皆さんの力により地域計画も策定していただきましたが、さらにブラッシュアップしていかなければなりません。また、農業委員に科せられた任務を再認識し、あらゆる場を通じて、生の声を国政に届けていただきたいと思います。

今年は、午年であります。60年に一度の丙午の年でもあります。馬力全開で走って走って走ってとは言いません。体が資本です。健康に留意され、継続は力なりの精神で活動していただきたいと思います。

今年もどうかよろしく願いいたします。

議長
(亀田) それでは、これから令和8年第1回の総会を始めたいと思います。
出席状況について、報告をお願いいたします。

事務局 現時点で7名出席です。

議長 只今の出席者は7名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

本日の会議録署名委員を指名いたします。7番、奈良延浩委員、1番、安保清栄委員の兩名を指名いたします。

(15:20)

議長 では、本日の議事に入ります。
本日の議事日程は1ページのとおりとなります。
日程第1、報告第1号について、事務局より説明を求めます。

事務局 報告第1号を説明いたします。
資料は 2ページからとなります。
農業者年金加入セミナー・県選出国會議員要請集会・全国農業委員会会長代表者会議についてであります。

昨年11月26日から28日にかけて行われました。

県北地区の会長会を通じて、町から亀田会長と岩澤事務局長が出席してきました。

銀座ブロッサムで行われた農業者年金加入促進セミナーでは、農業者年金基金理事長の黒田氏より加入に対するメリット等を紹介し加入促進を行って欲しい旨の説明がありました。この説明に対して農業後継者に一時加入金として掛け金を支払った場合の贈与税、法人化した場合の取扱いなどの質問が出されていたようです。

また、社会保険労務士の橋本氏からは、農業者年金の活用法について説明があり、その後、北海道富良野市農業委員会からの事例紹介の後、申し合わせ決議が採択されました。

東京グリーンパレスに移動して行われた県選出国會議員要請集会では、要請書を手渡し、各議員から国会の動きについて話をさせていただきました。

翌日の27日は文京シビックホールでリーダーズサミット2025に参加し、元総務大臣の片山義博氏などから話を聞いてきました。

午後からは会長代表者集会へ出席し、鈴木農林水産大臣などからの来賓あいさつのもと要請決議・申し合わせ決議について満場一致で要請することとしました。

28日は豊洲青果市場を視察してまいりました。

以上で、報告第1号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(15:24)

再開します。
(15:34)

議長 報告第1号について質問等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第1号を終了します。
(15:34)

議長 続いて、報告第2号について、事務局より説明を求めます。

事務局 報告第2号を説明いたします。
資料は40ページからとなります。
北海道の札幌市のホテルを会場に12月9日に開催された北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会についてです。
町からは亀田会長、本田委員、佐々木推進委員の3名と事務局から田中が参加してきました。研修会には、約290名の参加がありました。
研修会は北海道大学大学院農学研究員 准教授の小林氏による協働をテーマにした基調講演があり、この講演を受けて8人くらいずつの班に分かれて意見交換を行いました。どのグループも積極的に発言をされていて大変有意義な研修会であったようです。この研修会で得たものを、今後の活動に是非生かしていただければと思います。
以上で報告第2号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(15:35)

再開します。
(15:43)

報告第2号について質問等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第2号を終了します。
(15:43)

次に、報告第3号について、事務局より説明を求めます。

事務局 報告第3号を説明いたします。
資料は78ページからとなります。
農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。
この規定による合意解約が1件ありました。合意の月日は12月1日です。土地の所在は川上地区の相内の田んぼ2筆で、面積合計は5,098㎡となっています。
借り主の方は、借りる際に、途中で返すかもしれない旨の話をしていて、貸し主の

方もそれを了承して貸していました。契約を1年残しての解約となります。

返還された農地については、所有者の方が今後新たに借りてくれる方を探すこととなりますが、知り合いや親戚に声をかけてみて、借り手がない場合は農業委員会へ相談に来るとのことでした。

以上で、報告第3号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(15:44)

再開します。
(15:47)

報告第3号について質問等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第3号を終了します。
(15:47)

続いて、日程第2、議案第1号についてですが、この案件については、私の家族名義の農地に関する事案であります。よって、農業委員会等に関する法律第31条及び小坂町農業委員会規則第19条の議事参与の制限に該当しますので、退席いたします。

本案件の議事の進行につきましては、会長代理の6番宮舘秀樹委員にお願いします。

代理 それでは、改めまして、議案第1号について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第1号を説明いたします。
農地法第3条の規定による賃貸借権設定の許可申請がありました。資料は82ページからとなります。

土地の所在は上川原地区です。申請は田んぼ4筆で、面積は6,962㎡です。

賃貸借期間は令和8年2月1日から令和18年1月31日までの10年間で、賃貸借料金は10aあたり10,000円です。

今回申請があった農地について、基盤強化法によって以前から借りており、その賃貸借期間が令和7年6月で切れております。この契約期間が切れる前に手続きをしたかったのですが、所有者の農地の相続手続きがあったりして今のタイミングになりました。この農地の相続があった報告は11月の委員会で報告しております。

以上で、日程第2、議案第1号の説明を終了します。

代理 ここで、暫時休憩します。
(15:51)

再開します。
(15:57)

議案第1号について質問意見等ありますか。

